

大日本帝國政府

Handwritten notes in Japanese at the top left of the page, including the number '129' in a red box and various illegible characters.

Main vertical text on the left page, detailing administrative matters related to military and provincial operations. It includes terms like '陸軍省軍務局' and '滿洲北支'.



大日本帝國通關

Table with multiple columns and rows, containing numerical data and Japanese text. It appears to be a ledger or record of transactions, with columns for different categories and rows for specific items or periods.

151

大日本帝國憲法

一、而シテ施設ヲ國ニ於テ買取ルコトヲ陸軍側ニ於テ要望シ居ル理由ハ概ネ左ノ通りナリ
 (イ) 本件處理ハ迅速果敢ナルヲ要シ買取輸送等ヲ車ニ於テ擔當スルニ非レバ所期ノ成果ヲ收メ難カルベキコト
 (ロ) 本件處理ハ國家的見地ヨリ綜合的且公正ニ行フヲ要シ車ニ於テ擔當スルヲ適當トスベキコト
 三、本件ニ關シテハ諸般ノ事情ニ鑑ミ左ノ通り處理スルヲ適當ト認メラル
 (イ) 施設買取ニ必要ナル經費ハ陸軍ニヨリ支辨スルコトトシ賣却等ニ伴フ収入ハ陸軍歳入トスルコト
 (ロ) 施設ノ買取賣却等ニ付テハ陸軍側ニ於テ左ノ點ニ配慮スルコト
 (1) 施設買上ノ對價ハ所有者ニ對シ引續キ所有スルコトニ伴フベキ危険ヲ解除スルモノナルコト、買上對價ハ要スレバ内地向

大日本帝國政府

二、而シテ施設ヲ國ニ於テ買取ルコトヲ陸軍側ニ於テ要望シ居ル理由ハ概ネ左ノ通りナリ
 (イ) 本件處理ハ迅速果敢ナルヲ要シ買取輸送等ヲ車ニ於テ擔當スルニ非レバ所期ノ成果ヲ收メ難カルベキコト
 (ロ) 本件處理ハ國家的見地ヨリ綜合的且公正ニ行フヲ要シ車ニ於テ擔當スルヲ適當トスベキコト
 三、本件ニ關シテハ諸般ノ事情ニ鑑ミ左ノ通り處理スルヲ適當ト認メラル
 (イ) 施設買取ニ必要ナル經費ハ陸軍ニヨリ支辨スルコトトシ賣却等ニ伴フ収入ハ陸軍歳入トスルコト
 (ロ) 施設ノ買取賣却等ニ付テハ陸軍側ニ於テ左ノ點ニ配慮スルコト
 (1) 施設買上ノ對價ハ所有者ニ對シ引續キ所有スルコトニ伴フベキ危険ヲ解除スルモノナルコト、買上對價ハ要スレバ内地向

大日本帝國政府

送金ヲ許可スベキコト(但シ本邦ニ於テ封鎖預金トス)等ノ點ヲ考慮シ内地ニ於ケル例ニ準ジ可及的嚴正ナル價格^{ニ依}ルコト

註 紡績機械ヲ層級トスル爲買取りタルトキハ内地ノ同種價格ヨリ若干低位ノ事例アリ

(2) 滿洲側ヘノ讓渡價格ハ滿洲側ノ施設トナルモノナルヲ以テ大局的見地ヨリ滿洲國政府ニ於テモ關分ノ負擔ヲ爲ス様交渉スルコト

(3) 軍ノ買上ハ輸送力^ヲ睨合セノ上實施スルコト

(4) 右方針ノ下ニ豫算的措置ニ付陸軍經理當局ヨリ主計局ニ協議スルコト

大日本帝國國策

本邦ニ關シテハ、諸般ノ事、前ニ説^ステ、既リ顯明スルモノモ、嚴密イテ、

(1) 本邦國策ハ、國家利益ニ依リ綜合的且公正ニ行^フテ、必要ニ車ニ領^スマ

(2) 本邦國策ハ、結果ヲ効^クトシ、且、國策ニ依リ、必要ニ車ニ領^スマ

(3) 本邦國策ハ、結果ヲ効^クトシ、且、國策ニ依リ、必要ニ車ニ領^スマ

(4) 本邦國策ハ、結果ヲ効^クトシ、且、國策ニ依リ、必要ニ車ニ領^スマ

(5) 本邦國策ハ、結果ヲ効^クトシ、且、國策ニ依リ、必要ニ車ニ領^スマ

(6) 本邦國策ハ、結果ヲ効^クトシ、且、國策ニ依リ、必要ニ車ニ領^スマ

(7) 本邦國策ハ、結果ヲ効^クトシ、且、國策ニ依リ、必要ニ車ニ領^スマ

(8) 本邦國策ハ、結果ヲ効^クトシ、且、國策ニ依リ、必要ニ車ニ領^スマ

(9) 本邦國策ハ、結果ヲ効^クトシ、且、國策ニ依リ、必要ニ車ニ領^スマ

(10) 本邦國策ハ、結果ヲ効^クトシ、且、國策ニ依リ、必要ニ車ニ領^スマ